

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年5月2日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

清水警察署長 佐々木 晴彦

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第702号

(2) 業務名

清水警察署空気調和設備保守点検業務委託

(3) 業務場所

静岡市清水区天王南1番35号 清水警察署

(4) 業務概要

空気調和設備保守点検業務

(5) 業務期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の「営業種目4」「細目16、18、19、20、22」を有している者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 県内に業務を履行できる本社又は営業所等を有すること。
- (6) 空調設備に異常が発生した場合、60分以内に緊急の対応が可能であること。
- (7) 平成31年度以降に、公共施設の同種の庁舎等管理業務の委託を元請として施行した実績を有すること。
- (8) 保守点検業務に必要な体制が整備された者であること。
- (9) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和7年5月2日（金）から令和7年5月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

〒424-0014 静岡市清水区天王南1番35号

清水警察署4階会計課

電話 054-366-0110 内線231

(3) 配布方法

前記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年5月2日（金）から令和7年5月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

入札説明書で示す入札参加資格確認資料（入札参加資格確認申請書、競争入札資格審査結果通知書の写し及び前記3(7)で記した契約書の写し等）

(3) 提出場所

前記4(2)に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年5月23日（金） 午前10時00分

(2) 入札執行場所

清水警察署5階講堂

(3) 入札方法

郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(3) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(4) 照会窓口は、清水警察署会計課（電話番号 054-366-0110 内線231）とする。

(5) 詳細は、入札説明書による。